平成29年3月末に

原村太陽光発電システム設置 補助金制度が終了します

住民の皆さんを対象とした、一般住宅向けの「原村太陽光発電システム設置補助金」の制度が今年3月ま でで終了となります。

この制度は、新エネルギーを活用するシステムの設置費用を支援することにより、地球環境の保全やエネ ルギーの安定供給の確保を図り、環境にやさしい村づくりを推進する目的で、平成23年7月から開始しまし た。これまでに、215件(平成28年12月20日現在)の利用がありました。

≪これまでの制度の実施状況≫

年度 交付実績	23年度 (7/1~)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度 (12/20まで)			
補助金交付件数 (件)	38	64	57	30	22	4			
補助金総額(万円)	440	678.4	663.3	347.8	220	40			
総出力 (kW)	192.39	327.00	282.36	155.78	117.01	20.40			
1件当たり平均出力 (kW)	5.06	5.11	4.9	5.19	5.32	5.12			

新エネルギーを活用する一般住宅用太陽光発電システムの普及が促進され、設置費用も低下してきた ため、期限である平成28年度をもって終了します。

≪補助率と補助限度上限額≫

対象経費の10%の範囲内、かつ補助限度上限額20万円 (村外事業者が施工する場合は、同上限額10万円)

≪注意点≫

補助金の交付決定を受けるためには、着工前に交付申請書を提出し、交付決定を受ける必要があ ります。また、交付決定後、設置工事及び電力会社との受給契約を終え、領収書等を添付した実績報 告書を、平成29年3月31日までに提出いただくことが要件となります。

なお、過去にこの制度を利用された方は、対象となりません。現在お考えの方は、早急に手続きを してください。

(直通)

お問い合わせください。 建築課(**☎**57 - 2923)まで 詳しくは、諏訪地方事務所 り、県で審査しま、別は、別の提出 意ください。す時などでも、 景観条 ではなく、建築物の壁を塗り直※建築物や工作物の建築だけ までに「景

剪定枝置き場の 利用ルールをご確認ください



りとして今一度、ご確 9ので、資源物の分別 一ルについて呼び掛け 一ルについて呼び掛け を表示記のとお を表示記のとお を表示記のとお

後を絶たず、村で負担する費用も等の利用方法を守らない事案が負った業者による利用や置き場負った業者による利用や置き場けます。しかし、剪定作業を請けます。

か、野焼きを防ぐことを目的に木材チップとして再利用を図るほてみに出して処分するのではなく います。

る姿が見られました。 んについては、15ページをご覧ください。

▶回収できるもの

庭木の剪定枝、伐採木等、建築用等に加工されていない木材

▶ご利用方法

- ●直径15cm以内、長い枝は約1mに切断する。
- ※各戸に配布しました、「ごみ・資源物分別の手引き」 9ページに掲載している剪定木の内容は改訂します ので、新たな利用方法に従いご利用をお願いします。
- ひも等で束ねない。
- ●土や石は落としてから搬入する。
- ●西側奥から、枝先の向きをそろえて置いていく。
- ●業者に依頼して伐採したものや、業者が搬入するものは受け入 れておりません。伐採後の処分についても業者へ依頼するよう にしてください。
- ※剪定枝については諏訪南清掃センターへ持ち込むこともできますが、持ち込 みの基準は村と異なりますので、必ず諏訪南清掃センター(☎71 - 1633)ま でお問い合わせください。

問·申込先建設水道課環境係 ☎79-7933(直通)



●表紙写真/

「原村消防出初式・表彰式」

1月8日、原村消防出初式・表彰式が行わ れ、消防団員が参加ました。中央公民館駐車 場で機械器具点検等を行い、役場駐車場ま で分列及び車両行進で移動しました。役場 駐車場では、庁舎に向け祝水の一斉放水が 披露されました。整然とした雰囲気の中、沿 道からは団員に手を振ったり写真を撮影す

なお、長野県消防協会長、諏訪消防協会 長、原村消防団長、原村長表彰受賞者の皆さ

人の動き

- ・人口 7,912人 (-6)
- 3,948人 (+5)
- ・女 3,964人 (-11)
- · 世帯数 3,175世帯(-5)
- ・転出 20
- 6
- ・出生
- ・死亡 14

平成29年1月末現在。 ()内は前月比。

日ごろから、健康の維持・増進のため 医療機関の適正受診を心がけましょう

- 一人ひとりが適正受診を心がければ、医療機関の負担も減り、医療費も節約できます。
- ・医療費節約のためにも、年1回は健康診断を受けて健康管理をしましょう。

適正受診チェックシート

○体調が悪くなると すぐ大病院にかかる 〇医療機関をあちこち変える

〇同じ病気でも医療機関を

○体調が悪化したわけでは

○昼間は仕事だから、

休日や夜間に受診する

〇処方された薬の記録を

残していない

○薬が余っている

ないが、頻繁に受診する

変える

かかりつけ医を持ちましょう

- かかりつけ医とは、自分の病歴や体質などを把握していて、何か あったらまず相談すると決めている医師のことです。
- 大病院にかかる時は紹介状をもらいましょう。また、本当に高度な 医療が必要か、まずはかかりつけ医に相談しましょう。

重複受診はやめましょう

- ・重複受診とは、同じ病気で複数の医療機関にかかることです。
- 重複受診は危険です。同じような検査や処置が行われ、時間と費 用がかかるだけでなく、投薬などを繰り返すことでからだへの負担 や副作用も心配されます。治療に不安がある時は、かかりつけ医に 納得いくまで話をしましょう。

時間外受診はやめましょう

- ・時間外受診とは、診療時間と決められている時間以外に受診する ことです。
- ・時間外受診は医師の負担になる上、割増料金もかかり、急病人の 治療に支障をきたす恐れがあります。
- •子供の急病で受診に迷ったら、下記に電話をしましょう。

■ 小児救急電話相談 #8000

お薬手帳を活用しましょう

- お薬手帳とは、処方された薬の名前などを記録できる手帳です。
- かかりつけ薬局を持ちましょう。かかりつけ薬局とは、処方せんを もらったら必ずそこで調剤してもらうと決めている薬局です。
- •かかりつけ薬局を持つことで、薬の重複や飲み合わせなどをチェッ クしてもらえ、薬歴を把握した上でのアドバイスが受けられます。

ジェネリック医薬品の利用をお勧めします

- ・ジェネリック医薬品とは、特許期間が過ぎた新薬と同等の効能・ 効果を持つ医薬品のことです。開発費が抑えられるため、新薬より
- ・ジェネリック医薬品に変更したい時は、変更したい意思を医師や 薬剤師に伝えましょう。
- ジェネリック医薬品に変更する際は、薬の特徴、副作用などの説 明を聞き、納得してから選びましょう。

○ジェネリック医薬品(後発 医薬品) を利用したことが ない

○第三者行為で受診をした

国保(加入している保険者)に届け出をしましょう

農業経営者のための

収入保険制度のご案内

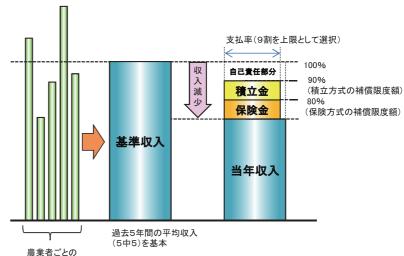
国において、青色申告を行っている農業者を対象とした収入保険制度の導入が決定されました。

この制度は、国で導入が決定された段階であり、今後法整備等の準備段階に入るため、制度開始の具体的 な時期は現在未定です。(収入保険の加入申請の受付開始時期は、平成30年秋頃を予定しています。)今回、 本制度が実施される前に、加入を希望する方に事前に準備していただく内容等についてご案内します。

≪収入保険制度の具体的な仕組み≫

収入保険制度は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減少だけでなく、価格低下なども含めた収入 減少を補てんする仕組みです。主な内容は、次のとおりです。

- ◆青色申告を行っている農業者(個人·法人)が対象です。
 - ※5年以上の青色申告実績がある者が基本ですが、青色申告(簡易な方式を含む)の実績が1年分あれば 加入できます。
- ◆当年の収入が基準収入の9割(5年以上の青色申告実績がある場合)を下回った場合に、下回った額の9割 (支払率)を補てんします。
- ※基準収入は、農業者ごとの過去5年間の農産物の販売収入の平均を基本とし、規模拡大など当年の営農 計画等も考慮して設定します。
- ※補償限度額及び支払率は複数の割合から選択できます。
- ※「掛け捨ての保険方式」に「掛け捨てとならない積立方式」も組み合わせるかどうかは選択できます。
- ◆農業者は、保険料・積立金を支払って加入します。(任意加入)
 - ※保険料は掛け捨てになります。保険料率は、今後変更があり得ますが、現時点の試算(補償限度8割)では 1%(50%の国庫補助後)です。
 - ※積立金は自分のお金であり、補てんに使われない限り、翌年に持ち越されます。75%の国庫補助があります。



(注)5年以上の青色申告実績がある者が、補償限度9割(保険方式+積立方式)を選択した場合

基準収入が1,000万円の農業者が、補償限度9割(8割が保険方式 +1割が積立方式)、支払率9割を選択した場合の試算

農業者が用意すべきお金 保険料は、7.2万円 積立金は、22.5万円 29.7万円

無供並供				
収入減少の程度 (当年収入)	補塡金		補塡金を含めた	
	の合計	保険金	積立金	当年収入 (対基準収入)
30% (700万円)	180万円	90万円	90万円	880万円(88%)
50% (500万円)	360万円	270万円	90万円	860万円(86%)
100%(0万円)	810万円	720万円	90万円	810万円(81%)

≪注意事項≫

収入保険制度と農業共済やナラシ対策 などの類似制度については、どちらかを選 択して加入することになります。

≪事前に準備していただく内容≫

収入保険に加入するためには、青色申告 を行っていることが必要ですが、新たに青 色申告を始めるには、個人の場合、平成29 年3月15日までに税務署に「青色申告承認 申請書」を提出する必要があります。この 申請を行えば、平成29年分の所得から、青 色申告を行うことができます。詳しくは、諏 訪税務署(☎52-1390)までお問合せくだ

《その他》

この制度について、ご不明な点は下記ま で直接ご連絡ください。

≪収支保険制度に関する問い合わせ先≫ 関東農政局長野県拠点

長野市旭町1108 長野第1合同庁舎

3026 - 233 - 2500

春の全国火災予防運動

3月1日(水)~3月7日(火)

平成28年度全国統一防火標語 『消しましょう その火その時 その場所で』



◆春先は火災が発生しやすい季節です

空気の乾燥や季節風により、火災が発生しや すい気候になっています。火気の使用、取扱い には十分注意してください。また、たき火を行う ときは気象状況を考慮するとともにその場を離 れず、終わった後は完全に消火してください。

◆火災による死者が多発しています

昨年、原村では火災による死者が2名発生 しています。火災からの逃げ遅れを防ぐため に、住宅用火災警報器を設置してください。

◆住宅用火災警報器は設置しましたか?



火災による死者の 5 割以 上は逃げ遅れです。その逃 げ遅れを防ぐ切り札は、住 宅用火災警報器です。寝室 と台所、また上階に寝室が あるときは階段室に設置が 必要です。ただし、火災はど こで起きるか分かりません。 リビング等各部屋に設置し ておくと安心です。

◆住宅用火災警報器とは

火災が発生したときは、五感によって気付く ことがほとんどだと思います。しかし、それだけ では、就寝中や仕切られた部屋等で物事に集 中している時などには、火災に気付くのが遅れ てしまいます。そこで、家庭内での火災の発生 をいち早くキャッチし、知らせてくれるのが、住 宅用火災警報器です。

※設置されているご家庭は確認を!

住宅用火災警報器は、古くなると本体の寿 命や電池切れなどで、火災を感知しなくなるこ とがあり、とても危険です。住宅用火災警報器 に記載されている「製造年」を確認して10年を 目安に交換して下さい。また作動確認をした 際、正常なメッセージが鳴らない場合は電池 切れの可能性があります。併せてご確認くださ い。

間原消防署 予防係 ☎79-2442